

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項を定めることにより、町が町民への説明責任を果たすとともに、町民の町政への参画の機会を確保し、もって町民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

【考え方】

本町が、パブリック・コメント手続を導入する目的は、以下のとおりです。

- ① 町が意思決定前の施策等の案を町民等に公表し、それに対する町民等の多様な意見、情報、提言等を広く聴くことによって、町民等の立場に立ったより質の高い施策等を立案・決定すること。
- ② この手続の実施によって、施策等の立案から最終的な案の決定に至った過程及び町に提出された意見・疑問等に対する町の考え方が公表されることにより、施策等の形成過程における公正の確保と透明性の向上が図られ、町が町民への説明責任を果たすとともに、町民の町政への参画の機会を確保すること。
- ③ 町民と行政の協働のまちづくりを推進すること。

そこで、パブリック・コメント手続の実施に関し、町の統一ルールをこの要綱で定めて実施するものです。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント手続 町が基本的な政策に係る施策等（以下「施策等」という。）の案（条例にあっては、条例の素案又は骨子をいう。以下同じ。）を公表した上で町民等から意見を募集し、それらの意見を参考として施策等の決定を行うとともに、提出された意見とそれに対する町の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 町長（水道事業管理者の権限を行う町長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会をいう。
- (3) 町民等 次に掲げるものをいう。
  - ア 町内に住所を有する者
  - イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
  - ウ 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
  - エ 町税の納税者
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、パブリック・コメント手続に係る施策等に利害関係を有するもの

【考え方】

○第1号関係

「パブリック・コメント手続」とは、町の施策等の案に関する情報を単に提供するだけでなく、町が最終的な意思決定を行う前に具体的な施策等の案を町民等に公表して意見を募集するとともに、提出された意見が当該施策等の案に反映できるかどうかを検討するものです。そして、施策等の案の最終的な意思決定後に、意見の採用、不採用に

関わらず、提出された意見とそれに対する町の考え方（検討結果）を公表する一連の手続をいいます。

この手続は、あくまでも施策等の内容をより充実したものにするために、町民等から幅広い意見を募集し、意思決定を行うための参考とするものであって、案件について賛成か反対か問うことをしたり、賛否の多寡で意思決定の方向を判断する住民投票に類似する制度ではありません。この手続においては、多数意見も少数意見も一意見として扱いますが、提出された意見を必ず取り入れるということではありません。

「意見」には、案件に係る有用な「情報」や「専門的知識」の提供を含みます。

#### ○第2号関係

「実施機関」とは、この手続を実施する町の機関をいいます。

この手続を町政全般に適用させるため、議決機関である議会と審査機関である監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会を除く町の機関をこの手続の実施機関とし、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の適用を受ける水道事業については、水道事業管理者の権限を行う町長に含めることとします。

議会（議会事務局）については、行政の執行機関ではなく、「議決」という権能を通じて条例制定権を持ち、併せて執行機関のチェック機能を持つ機関であることから、この手続から除外しています。議会との関係においては、議会制民主主義のもと、町が施策等の案の考えをまとめる際には、広く町民等の意見を聴いて議会審議の参考となるより質の高い案を作成することと、その策定過程を透明にする必要があります。

教育委員会の事務に係る条例についての実施機関については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第149条の規定により、条例の提案権は町長に専属するので、実施機関は町長になります。

なお、実際にこの手続を行う実施主体は、実施機関が町長の場合は町長部局の各所管課等ということになります。

#### ○第3号関係

意見を提出できる者は、広義の「町民等」とした。

実際の運用では、「町民等」として意見等が提出された場合、本町関係者の当否を確認することが困難な場合が想定されるため、提出された意見等には全て町の考え方を示すことになると思われます。

※「パブリック・コメント手続」という文言とその意味が、現在全ての住民に浸透している状況にないことから、今後住民向けに発信する文書等については「パブリック・コメント（意見公募）手続」と表記するよう取り扱うものとします。

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の基本的な政策に関する計画、指針等の策定及びこれらの重要な変更
- (2) 町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例又は町民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定
- (3) 前2号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続が必要であると実施機関が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、実施機関はパブリック・コメント手続を実施することを要しない。

- (1) 法令等により意見等の聴取に関する定めがある場合
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項に規定する直接請求により議会へ提出する場合
- (3) 迅速性又は緊急性を要するもの、軽微な変更と認められるもの及び実施機関に裁量の余地がない場合
- (4) 委員会、審議会等が、この要綱に準じた手続を経て行う報告、答申等に基づき実施機関が意思決定する場合

#### 【考え方】

この要綱に定める手続の対象となる施策等は、町内全域又は全町民を対象とするものをいい、特定の地域・者を対象とするものや行政内部にのみ適用されるもの等は、対象外とします。

具体的な案件がこの手続の対象であるかどうかについては、実施機関がこの要綱の目的に照らして判断し、またその判断についての説明責任を負うこととなります。

#### ○第1項第1号関係

「町の基本的な政策に関する計画、指針等」とは、町の将来の基本施策や方針、進むべき方向、その他基本的な事項を定める計画や指針等をいい、構想、大綱、計画、指針等その名称は問わないものです。

なお、町の裁量の余地のないもの、単年度の実施計画や道路(特定の地区の道路改修等)、公園(利用対象者が特定の地域に限定される公園の改修等)等の個別の地域での整備事業については、原則として対象から除外することとします。

具体的に対象となる例としては、次の計画等を新たに策定・変更しようとする場合です。

- (例) 総合計画、交通基本計画、情報化基本計画、IT推進計画、行政改革大綱、環境基本計画、高齢者保健福祉計画、障害者計画、観光基本計画、中心市街地活性化基本計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画、水洗化総合計画、地域防災計画、水防計画、女性行動計画、児童育成計画、水道基本計画など。

#### ○第1項第2号関係

「町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例」とは、「篠栗町行政手続条例」、「篠栗町情報公開条例」、「篠栗町個人情報保護条例」等の町政全般についての基本理念や基本方針、共通の制度等を定めるものをいいます。

「町民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例」とは、地方自治法第14条第2項に基づく条例で、広く町民等に適用され、行政目的を実現するため、町民に対しその活動の一部を制限し、又は義務を課すものをいいます。

なお、特定の者に対する個別的、具体的な処分又は補助金交付要綱等の行政サービスに関するものは、この手続の対象としません。

具体的に対象となる例としては、次のような条例を制定・改廃しようとする場合です。  
(本町の例)

- ・ 篠栗町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例
- ・ 篠栗町モーテル類似施設建築規制条例

(他自治体の例)

- ・ 安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例(千代田区)
- ・ 福知山市自転車等の放置防止に関する条例(福知山市)
- ・ 浜松市畜犬管理条例(浜松市)

※地方自治法第14条第2項

「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」

「(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)」とは、地方自治法第74条第1項の規定により、条例の制定・改廃に係る直接請求の対象から除外されているものをいいます。これら金銭賦課徴収に関するものを対象とした場合、財政に与える影響について十分な検討がなされたとしても負担軽減を求める意見が多く提出される可能性が高く、また、容易に修正すると財政基盤を揺るがすおそれがあることから、これらについては、この手続の対象から除外するものです。

○第1項第3号関係

「前2号に掲げるもののほか、パブリック・コメント手続が必要であると実施機関が認めるもの」とは、前述した対象となる案件以外についても、当該実施機関がこの手続をとることが適当であると自主的に判断した案件をいいます。

この手続の対象としない案件として、次のものを定めています。

○第2項第1号関係

「法令等により意見等の聴取に関する定めがある場合」とは、都市計画法、土地区画整理法、篠栗町地区計画手続条例等の法令等の規定により、公聴会の実施又は縦覧・意見書の提出が義務付けられている場合をいいます。

○第2項第2号関係

「地方自治法第74条第1項に規定する直接請求により議会へ提出する場合」とは、例えば、町民から住民投票条例の制定について直接請求され、町民が作成した条例案を議会に上程する場合等が考えられます。

※地方自治法第74条第1項

「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。」

### ○第2項第3号関係

「迅速性又は緊急性を要するもの」とは、この手続に要する時間の経過により施策等の意義や効果が損なわれるなどの理由で、当該手続を経る時間的な余裕がないものをいいます。具体的には、災害等の緊急時に対応する必要がある場合が想定されます。

「軽微な変更と認められるもの」とは、大幅な改正や基本的な事項の変更を伴わないもの又は上位の計画の変更に伴い一部の表現を変更するものをいいます。

「実施機関に裁量の余地がない場合」とは、法令や国、県の計画にその内容が詳細に規定され、その規定に沿った決定をしている場合をいいます。

#### (計画等の案の公表)

第4条 実施機関は、計画等（前条の規定によりこの要綱に定める手続の対象となるものをいう。以下同じ。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した資料を添付して計画等の案を公表するものとする。

- (1) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 計画等の案の概要

2 実施機関は、前項各号に掲げるもののほか、必要に応じ、次に掲げる事項を記載した資料の公表に努めるものとする。

- (1) 当該案を作成する際に整理した考え方及び論点
- (2) 町民等が当該案を理解するために必要な関連資料

#### 【考え方】

計画等の案の公表時期は、計画等の意思決定前の効果的かつ適切な時期を実施機関が選んで決定することとします。

添付する資料の内容は、町民等がその内容を十分理解し、適切な意見が提出できるような難解な表現を避け、わかりやすさを心掛けることとします。

また、必要に応じ第2項各号に定める資料の公表について、努力するものとする。

#### (公表の方法等)

第5条 前条の規定による公表は、公表しようとする計画等の案及び資料（以下「計画等の案等」という。）を実施機関の担当課に備え付けるとともに、町のホームページに掲載することにより行うものとする。

2 実施機関は、前項に定めるもののほか、必要に応じ、次に掲げる方法により、計画等の案等が町民等に周知されるように努めるものとする。

- (1) 町が発行する広報紙等への掲載
- (2) 印刷物の配布
- (3) 説明会等の開催

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、公表する計画等の案等が著しく大量であるため、その全部を町のホームページに掲載することが困難な場合にあっては、その一部をこれに掲載しないことができる。この場合において、実施機関は、当該計画等の案等の全部の入手方法を明示するものとする。

#### 【考え方】

パブリック・コメント手続の実施にあたっては、広く町民等に周知することが必要であるため、計画等の案及び資料（以下「計画等の案等」という。）を担当課の窓口

付けるとともに、町のホームページに掲載することとします。

また、実施機関は、必要に応じて第2項各号に定める方法で計画等の案等が町民に周知されるように努力するものとします。

なお、「広報ささぐり」については、紙面の都合上、計画等の案の概要、公表資料全体の入手方法及び意見提出の方法のみを掲載することとします。

計画等の案等が相当量に及ぶ場合に、その全てを町のホームページに掲載することは、行政効率の面から不適當と思われるため、この場合においては、当該計画等の案等の全体の入手方法を明示することで、その一部を掲載しないことができるものとします。

#### (意見等の提出)

第6条 実施機関は、町民等が意見等を提出するために必要な期間を勘案し、1月程度を目安とする意見等の提出期間及び提出方法その他必要な事項を定め、当該計画等の案等を公表する際にこれを明示するものとする。

2 前項に規定する意見等の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、窓口への持参等のうちから、実施機関が選択して定めるものとする。この場合において、いずれの方法においても、意見等を提出しようとする町民等は、氏名、住所及び連絡先を明示するものとする。

3 実施機関は、当該計画等の案等についての意見等と併せて、当該意見等を提出した者の氏名及び住所を公表する場合には、当該計画等の案等を公表する際にその旨を明示するものとする。

#### 【考え方】

##### ○第1項関係

意見等の提出期間の「1月」は、目安であり、計画等の所管課長が、町民等が意見等を提出するために必要な時間を十分確保した上で、その計画等の内容の重要度や意思決定を行うまでのスケジュールを考慮し定め、計画等の案等を公表する際に意見等の提出方法と併せて明示するものとします。

実施機関は、提出意見等に用いる言語（原則日本語とする。）、様式等を事前に定め、必要に応じて意見等の要旨の添付を求める等の方法を用いることとした場合にも、これを案等の公表時に明示することとします。

##### ○第2項関係

意見等の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、窓口への持参等のうちから実施機関が選択して定めるものとしていますが、提出された意見を正確に把握すること及び記録を残すことができる方法によるものとするため、電話・口頭によるものは除外することとします。

また、町民等が意見等を提出しようとするときには、意見等に係る責任の所在をはっきりさせることと、実施機関が意見等の内容の確認を行う可能性があるため、意見等を提出しようとする者は、住所、氏名（法人その他団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明らかにして行うこととし、計画等の案等の公表に際しては、その条件を明示することとします。

##### ○第3項関係

意見等の提出者の氏名等を公表する場合には、公表することをあらかじめ明らかにしておかなければならず、そうでなければ提出された意見等と併せてその提出者の氏名等を公表することはできないものとします。

(意見等の処理方法)

第7条 実施機関は、町民等から提出された意見等を十分考慮して、計画等について最終的な意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等について意思決定を行ったときは、提出された意見等及びこれに対する町の考え方並びに当該計画等の案を修正した場合にあっては、当該修正の内容を公表するものとする。ただし、個人又は法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 第5条の規定は、前項の規定により公表する場合について準用する。

#### 【考え方】

##### ○第1項関係

実施機関は、提出された意見等を十分考慮して、当該計画等の最終的な意思決定を行います。この場合において、提出された意見等を必ず採り入れるということではなく、提出された意見等について十分に検討・考慮した上で判断を行い、当該計画等の目的・趣旨等を踏まえて反映できるものは、反映するものとします。

##### ○第2項関係

実施機関は、計画等の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要とこれに対する実施機関の考え方、そして当該計画等の案を修正した場合には、その修正内容を原則として公表するものとします。

ただし、提出された意見等が、篠栗町情報公開条例に規定する不開示情報に該当する場合や不適当な事項等については、実施機関の判断と説明責任のもとに、その全部又は一部を公表しないことができます。

また、パブリック・コメント手続は、計画等の案の賛否を問うためのものではないので、賛否の結論だけを示した意見等については、必ずしも実施機関の考え方を示す必要はありませんが、そのような意見等があったことは、公表する必要があります。

なお、実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等が多数の場合は、類似の意見等をまとめて公表することができるものとします。

##### ○第3項関係

本条第2項に規定する公表に際しては、第5条の規定を準用することとします。

(実施状況の公表等)

第8条 町長は、パブリック・コメント手続の実施状況について、案件の一覧を作成し、町のホームページに掲載して、これを公表するものとする。

2 前項の案件の一覧は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 案件名
- (2) 公表日
- (3) 意見等の提出期限及び提出方法
- (4) 問い合わせ先

3 実施機関は、パブリック・コメント手続の実施結果を定期的に町長に報告するものとする。

4 町長は、前項の規定により報告された状況を取りまとめて、その概要を町民等に毎年度公表するものとし、第1項の規定は、この場合において準用する。

**【考え方】**

町長は、パブリック・コメント手続の実施状況について、実施機関から定期的に報告を受け、その概要を取りまとめ、案件の一覧を作成し 毎年度町のホームページに掲載する方法で町民等に公表することとします。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

**【考え方】**

この要綱に定めるもの以外で規定すべき事項については、決裁等により実施機関が定めるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に立案の過程にある計画等のうち、計画等の案等を公表し、町民等に意見等を既に求めたものについては、この要綱の規定は、適用しない。

**【考え方】**

この要綱の施行期日を平成21年4月1日としたものであり、実施機関は、同日以後に計画等を策定する場合は、この要綱に基づきパブリック・コメント手続をとるものです。



## パブリック・コメント手続のイメージ

